

発委第2号

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月17日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 山田けんたろう

説 明

この案を提出するのは、議員の政務活動費の改定に関し、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付額)</p> <p>第3条 議員に係る政務活動費は、<u>年額15万円</u>（以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(交付額)</p> <p>第3条 議員に係る政務活動費は、<u>年額12万円</u>（以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。